

〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（令和5年度）

1. 施設の名称等

施設名称	県営住宅（西海市）
所在地	西海市（大島町）

事業所管	土木部	住宅課
課（室）長名	森 泉	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	—
	施策	—
	事業群	—

2. 施設の概要

設置年月日	昭和 50 年 3 月 1 日
設置法令等	長崎県営住宅条例（平成9年3月21日）
設置目的	住宅に困窮する低所得者及び不良住宅の除却等に伴い住宅に困窮する者を低廉な家賃で入居させるため
利用対象者等	県営住宅入居者
施設内容	2団地 94戸（県営2団地の敷地は分かれているが、両団地と市営団地は近接している）
施設の利用料金体系	入居者の所得及び住戸の立地条件、住戸面積、供用開始からの経過年数等に応じて家賃を決定
類似施設の設置状況	

区 分 (単位：千円)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)
	財 源				
国 庫					
その他 ()					
一般財源	4,048	4,051	4,052	4,052	4,052
事業費<A>	4,048	4,051	4,052	4,052	4,052
内 訳					
管理運営負担金	4,048	4,051	4,052	4,052	4,052
その他 ()					
人件費					
合計<C=A+B>	4,048	4,051	4,052	4,052	4,052
単位あたりコスト	43	43	43	43	43

(説明) 「県営住宅1戸あたりの管理コスト」=C÷(管理戸数 94)

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	《所在地》	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地				
	《名 称》	西海市				
	《代表者氏名》	杉澤 泰彦				
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日					
業 務	施設（設備）の維持・修繕等					
利用料金制	導入済	<input checked="" type="checkbox"/> 未導入	選定方法	公募	<input checked="" type="checkbox"/> 非公募	

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	①	入居率	(目標値の根拠) ストックの有効活用		〈令和4年度実施における変更点〉 変更点なし			
	②							
	③							
	実績		単位	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)
	①	a	目標値	100	100	100	100	100
		b	実績値	67	66	64	56	
		c	達成率b/a	%	67	66	64	56
	②	a	目標値					
		b	実績値					
		c	達成率b/a	%				
③	a	目標値						
	b	実績値						
	c	達成率b/a	%					
指定管理者の収支状況	事業計画 (R4) (千円) 実績-計画		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)	
	利用料金	0						
	県負担金	4,052	0	4,048	4,051	4,052	4,052	
	その他		4	10	1	4	4	
	収入計a	4,052	4	4,058	4,052	4,056	4,056	
	支出b		3,362	3,705	3,812	3,836	3,362	
	うち人件費		500	800	800	800	500	
	収支a-b	4,052	△ 3,358	353	240	220	694	
配置職員数 (人)	常勤	5	常勤 5	常勤 5	常勤 5	常勤 5	常勤 5	
	非常勤	0	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	

5. 令和4年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計画	実績
	<p>〈指定管理者実施分〉</p> <p>①入退去関係業務を適切に行う。 ②修繕に関する業務を適切に行う。 ③駐車場に関する業務を適切に行う。 ④敷金の適切な管理を行う。 ⑤滞納者に指導を行い滞納解消に努める。 ⑥個人情報の管理を適切に行う。</p> <p>〈県実施分〉</p> <p>①家賃・入居の決定及び督促を行う。</p>	<p>〈指定管理者実施分〉</p> <p>①公募年12回 適切に行われた。 ②補修件数22件 適切に行われた。 ③適切に行われた。 ④適切に行われた。 ⑤適切に行われた。 ⑥適切に行われた。</p> <p>〈県実施分〉</p> <p>①家賃徴収率は97.24%で全国トップレベルの高水準を保持。(令和4年度末実績)</p>
	指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価 (説明)	B
<p>○成果指標である入居率は56%であるが、今期の指定管理期間満了後は更新は行わず用途廃止を行うため、令和5年度より募集停止を行う。</p>		

6. 令和5年度事業の実施にあたり見直した内容

内容
<p>○西海市との協議により、今期の指定管理期間満了後の更新は行わず、令和7年度には用途廃止及び解体を行う予定。それに伴い、令和5年度は入居者に対し令和6年度からの移転に向けた説明会を実施する予定。</p>

7. 令和5年度事業の評価

視点		評価	施設の在り方についての評価	視点		評価
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a		必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a			・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適應しているか。	■ a. 適應している b. 一部適應していない c. 適應していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a			・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない ■ c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a		効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—			・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a			有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。
(その他の観点)		・事業効果をさらに上げる余地はないか。	a. 余地はない ■ b. 一部余地がある c. 余地がある			
			(その他の観点)			

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

8. 令和6年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：令和5年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
○用途廃止に向けた入居者の移転を進めていくと同時に募集停止を行うことで、新規入居者を生じさせない。				
○用途廃止の時期は令和7年度を予定。				